

国民民主党奈良県総支部連合会設立大会

令和4年5月28日(土) 11時

奈良ロイヤルホテルにて

1 開会

国民民主党奈良県総支部連合会（奈良県連）設立について

司会 開会宣言 司会

議長選出 議長

代表挨拶 榛葉嘉津也参議院議員（ビデオメッセージ）

来賓挨拶

西田一美連合奈良会長

荒井正吾奈良県知事

立憲民主党奈良県総支部連合会代表（代理 藤野幹事長）

前原誠司衆議院議員 国民民主党代表代行

議事

（第1号議案）奈良県連規約について

（第2号議案）奈良県連役員体制について

（第3号議案）奈良県連活動方針について

（第4号議案）奈良県連予算について

● その他

【第1号議案】

国民民主党奈良県総支部連合会規約

第1章 総則

(名称)

第1条

1. 本会は、国民民主党奈良県総支部連合会と称する。

(事務所)

第2条

1. 本会は、事務局を奈良市神殿町129-2に置く。

(目的)

第3条

1. 本会は、国民民主党の基本理念とそれに基づく基本政策の実現を図ることを目的とする。

第2章 党員等

(党員)

第4条

1. 本会の党員は、本党の基本理念及び政策に賛同する18歳以上の日本国民で、入党手続きを経た者とする。

2. 党員は、本規約に基づき、党の運営と活動、及び、政策等の決定に参画することができる。

3. 党員は、特別の事情のある場合を除いていずれかの総支部に所属し、所定の党費を納めなければならない。

4. 党費については、常任幹事会で別に定める。

(入党)

第5条

1. 入党しようとする者は、所属する区総支部に手続きする。

(離党)

第6条

1. 離党しようとする者は、所属する区総支部に手続きする。

(サポーター)

第7条

1. 本会の目的に賛同する18歳以上の個人で、所定の会費を拠出し、総支部に登録した者(党員を除く。)をサポーターとする。

2. サポーターの会費については、常任幹事会で別に定める。

第3章 総支部・地域組織

(総支部・地域組織)

第8条

1. 本会の基本組織として衆議院議員選挙区の小選挙区を単位とする総支部をおく。
2. 衆議院の比例代表選出議員、参議院の選挙区選出議員および比例代表選出議員の活動を支える党員組織として、総支部を設けることができる。
3. 必要に応じて行政区または職域を単位に支部をおくことができる。

第4章 議決機関

(大会)

第9条

1. 大会は、県連の最高議決機関とし、所属国会議員・県議会議員および総支部ごとに選出された代表者、常任幹事会役員等をもって構成する。
2. 大会は、毎年1回、開催することとし、常任幹事会の議を経て、代表者が招集する。その他必要に応じて、臨時大会を開くことができる。
3. 大会は、一年間の活動方針、予算、決算、規約の制定・改廃、代表ほか役職者等の選任、党運営に関する重要事項を審議し決定する。
4. 大会は、招集代議員の2分の1以上の出席により成立し、その議事は行使された議決権の過半数をもって決する。
5. 大会の運営等については、本規約に定める他は常任幹事会で別に定める。

第5章 執行機関

(代表)

第10条

1. 本会に、代表をおく。
2. 代表は、本会を代表する最高責任者とする。
3. 代表は、副代表の中から代表代行を指名することができる。
4. 代表は、大会で選出する。

(副代表)

第11条

1. 本会に、副代表若干名をおく。
2. 副代表は、代表を補佐し、代表に事故あるときは、代表の職務を代行する。
3. 副代表は、大会で選出する。

(幹事長)

第12条

1. 本会に幹事長をおく。
- 2 幹事長は、代表および副代表を補佐し、県連の運営および活動を統括する。
- 3 幹事長は、大会で選出する。

(事務局長、事務局次長)

第13条

1. 幹事長を補佐し、職務を代行するために事務局長をおく。また事務局長を補佐するために事務局次長をおく。いずれも代表が選任し常任幹事会の承認を得る。

(幹事)

第14条

1. 職務の分担、遂行をはかるための幹事若干名をおく。代表が選任し、常任幹事会の承認を得る。

(常任幹事会)

第15条

1. 本会に、常任幹事会をおく。
2. 常任幹事会は、代表、代表代行、副代表、幹事長、事務局長、事務局次長、幹事をもって構成する。

(顧問)

第16条

1. 代表は、議員経験者および党に貢献した者等を顧問に委嘱することができる。

(役職者の任期)

第17条

1. 各役職者の任期は2年とし、再任を妨げない。

第6章 候補者選定手続きおよび決定機関

(議員の候補者)

第18条

1. 衆議院議員選挙・参議院議員選挙および県議会議員選挙の公認・推薦候補者については、当該総支部と県連が協力して選考し、常任幹事会でとりまとめ国民民主党本部に決定を申請する。

2. 市町村議会議員選挙の候補者の公認・推薦は、総支部と県連が協力して選考し、常任幹事会で決定、国民民主党本部の承認を得る。

(首長の候補者)

第19条

1. 知事選挙の候補者の公認、推薦は、県連と総支部が協力して選考し、常任幹事会でとりまとめ国民民主党本部に決定を申請する。

2. 市町村選挙の候補者の公認・推薦は、県連と総支部が協力して選考し、常任幹事会で決定、国民民主党本部の承認を得る。

第7章 倫理

(倫理の遵守)

第20条

1. 党員は、政治倫理に反する行為、党の名誉を傷つける行為、本規約および本党が定める規則に違反する行為を行ってはならない。

2. 党員が前項に違反した場合は総支部の執行機関（国会議員等の場合は国民民主党本部）が、当該党員の行為について調査し、その事実に基づき、必要な執行上の措置を講ずる。

3. 当該党員の行為が、本党の運営に著しい悪影響を及ぼす場合、総支部は、倫理委員会に諮った上で除籍等の処分を行うことができる。

(倫理委員会)

第21条

1. 常任幹事会は、諮問機関として倫理委員会を設置する。

2. 倫理委員会は、諮問を受けた場合の他、自らの判断に基づき常任幹事会に対して党員の倫理遵守に関して意見を述べることができる。

(倫理規則)

第22条

1. 党員の倫理の遵守、倫理委員会の設置および必要な事項、党員の権利擁護等について、常任幹事会で別に倫理規則を定める。

第8章 会計及び予算等

(予算)

第23条

1. 本会の経費は、党費、会費、寄付、事業収入、政党交付金その他の収入をもって充てる。

(予算)

第24条

1. 本会の会計年度は、1月1日から12月31日までとし、常任幹事会は予算を編成して、大会の承認を得なければならない。

(決算)

第25条

1. 常任幹事会は、会計年度毎に会計報告を作成し、会計監査の承認を得た上で、大会の承認を得なければならない。

(会計監査)

第26条

1. 会計監査若干名をおき、本会の経理を監査する。
2. 会計監査は、代表が選任し、大会の承認を得る。

附則

(発効)

第1条

1. 本規約は令和4年4月1日に発効する。

【第2号議案】

国民民主党奈良県連役員（案）について

任期：令和4年5月28日～（暫定期間）

代 表	榛葉 賀津也	参議院議員
幹 事 長	浜野 喜史	参議院議員
副 代 表	矢田 わか子	参議院議員
//	浜口 誠	参議院議員
//	河合 孝典	参議院議員
幹 事	林 浩史	大和郡山市議会議員
//	西川 繁和	大和高田市議会議員
//	岡田 光司	桜井市議会議員
//	上田 徳	宇陀市議会議員
//	西村 元秀	大和高田市議会議員
//	内藤 智司	奈良市議会議員

第3号議案

国民民主党奈良県総支部連合会活動方針（令和4年）

～ Show the Flag ! 奈良に国民民主党の旗を掲げよう ～

国民民主党奈良県総支部連合会

私達は、奈良県内の中道の沃地において国民民主党の党勢を拡大し、本年夏の第26回参議院議員通常選挙に擁立する候補者必勝のため、活動を行う。

昨年秋の第49回衆議院議員総選挙において、有権者は「与党の絶対安定多数の確保・政権の維持」という結果を選択した。

その中で、国民民主党は少数政党ながら、公示前の8から11へと議席増を実現した。今回の選挙で、国民民主党は、「積極財政に転換」「給料が上がる経済を実現」「人づくりこそ国づくり」「国民と国土を危機から守る」「正直な政治をつらぬく」という政策5本柱を公約に掲げ、また追加公約として「トリガー条項」の凍結解除によるガソリン価格の引き下げを強く訴えてきた。こうした政策の中身と、「改革中道」「対決より解決」という一貫した姿勢が、一定の理解が得られ、支持を集めたもの評価できる。

しかし、残念ながら、与党を支持しない層の受け皿として第一に選ばれる政党とはなりえていないことも事実である。

現在、奈良県に国民民主党の組織はなく、地方議員も含め同党の所属議員もいない中、昨秋、旧国民民主党奈良県連が解散して以降、県内では、国民民主党の旗の1本も立つことはなく、1台の街宣車も走らず、1枚のビラも配られなかった。政党の日常活動が全く行われていない状態から、国民民主党の理念や政策に共感する無所属の地方議員や、同党を支持する県民の皆さんが、「国民民主党を何とかしなければ」という関わった方々の切実な思いから、今回の選挙で、国民民主党はぎりぎりのところで踏みとどまることが出来たという状況にある。次期参議院選挙で更なる躍進を遂げなければ、政党として確かな展望が描けない中で、衆院選で反転攻勢の兆しが見えた今こ

そ、党の存在をアピールし、有権者への働きかけを強め、さらなる党勢拡大に取り組むときと確信する。

以上の課題意識を踏まえ、奈良県において「国民民主党奈良県総支部連合会」を設立した。地域における党の活動拠点と執行体制を確立し、まずは次期参院選を見据え、ここ奈良の地に国民民主党の旗を高々と掲げこの旗のもとに集った同士とともに、力強く、次の活動に取り組んでいくこととする。

1. 日常活動の取り組み

(1) 街宣活動の強化

- ① 所属議員や各級選挙の立候補予定者が、国民民主党の旗を掲げ、橋や駅、交差点などでスポット演説等を行う、街頭宣伝活動の取り組み。
- ② 日常的な、街宣車による街頭宣伝活動に取り組む。

(2) ITC を活用した広告宣伝

- ① SNS の活用や動画配信など、新しい技術や時代の変化に対応した効果的な広告宣伝の手法を研究、活用する。

(3) 党員、サポーターの獲得

支援団体や所属議員の後援会員等に働きかけ、500人以上の党員・サポーターの獲得を目指す。

2. 組織運営の基盤づくり

(1) 機関会議の開催について

① 定期大会

原則、年に一回定期大会を開催し、活動方針や予算を決定し活動を展開する。

② 幹事会

オンライン開催なども含め、計画的に幹事会を開催する。

(原則、月に1回)。幹事会に提案する議案を事前にメール等で共有するなど、効率的な運営と相互のコミュニケーション強化に努める。

(2) 事務局体制について

- ① 幹事代表が事務局を統括し、適切かつ効率的な事務執行に取り組む。

- ② 事務局にパート職員1名を配置し、来客や電話対応、会計処理、その他の事務・雑務に対応する。
- ③ ICTを活用し、事務局と幹事の情報共有のツールを整備するなど、効果的・効率的な双方向コミュニケーションの仕組みを構築する。

(3) 組織運営について

県連がスタートする初年度であることから、まずは組織運営を軌道に乗せるため、日常活動や事務局の事務執行、機関会議の定期開催など、組織を確立させ随時組織運営を点検し、不断の改善に努める。

3. 選挙対策等

(1) 国政選挙

最優先課題として、2022年の参議院議員選挙においては、国民民主党の比例代表候補予定者の全員当選のため党支持拡大に構成員一丸となり尽力する。

奈良選挙区においては、党本部方針に基づき候補者の擁立を見送ることとする。

(2) 地方選挙

- ① 2023年統一地方選挙における公認候補の擁立に向け、候補者の人材発掘に取り組む。
- ② 首長選挙、その他の自治体議員選挙において、公認、推薦候補の勝利に向け、最大限の取り組みを行う。

首長選挙では、政党推薦を求めない候補者が増えていることから、候補者の政策や政治姿勢、国民民主党との関係性、連合奈良の対応等を踏まえ、必要に応じて組織的に応援できる体制を検討する。

4. 地域における政策実現、各種団体との連携強化

最大の友好団体である連合奈良と定期的に政策協議や意見交換などを行い、緊密な関係づくりに努める。とりわけ、連合奈良や地域協議会の政策・制度要求の実現に向け、各級議会における取り組みを強化する。また、2022年参議院議員選挙や2023年統一地方選挙に向け、組織内議員との関係強化も含め一層の連携に努める。

以上